

平成29年9月12日

九州電力株式会社
川内原子力発電所長 須藤 礼 殿

川内原子力規制事務所
統括原子力運転検査官 川ノ上 浩文

予防処置の管理について（指導）

平成29年度第2回保安検査において、「予防処置の実施状況」について確認したところ、保安規定第3条「8.5.3 予防処置」では他の施設から得られた知見（ニューシア登録情報を含む。）を活用することを規定しているが、「原子力施設情報公開ライブラリー（ニューシア）」に未登録の保安規定違反（監視）に係る情報を予防処置の検討対象としていないことが確認されたことから、保安活動の実効性をより確実なものとするべく、下記の対応を求めます。

記

- 1 「原子力施設情報公開ライブラリー（ニューシア）」に未登録の保安規定違反（監視）情報について、原子力規制委員会ホームページ等から入手し、水平展開の要否を検討すること。

以上